

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年4月2日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、社会資本の整備、維持・管理に関わる産・学・官の連携・協力による事業を行い、もって都市再生と地域連携による経済活力の回復に貢献し、国民生活の質の向上、安全で安心できる暮らしの確保、環境の保全・創造に寄与することを目的に設立された「新都市社会技術融合創造研究会（以下、「研究会」という）」の運営に係る事務局として、道路工事課と連携して委員会の運営を行い、研究会が行う各種事業の技術支援、ワーキンググループの技術支援、プロジェクトチームの技術支援等を行うものである。

研究会の実施する主要なプロジェクトは、透水性舗装の現状把握及びそれらの各種都市環境への影響評価手法の確立、排水性混合物のリサイクル技術の研究、道路トンネル健全性評価技術の研究、既設構造物の延命化技術に関する研究及び道路防災モニタリングネットワークシステムの構築に関する研究であるため、本業務を遂行するにはそれらの技術が必要不可欠であることから、（財）道路保全技術センター（以下「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争による企画提案書）の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度道路技術開発支援業務

(2) 業務内容 産・学・官の連携による新都市社会技術融合創造研究会の運営に係る委員会の運営を道路工事課と連携して行い、委員会が行う各種事業の技術支援、ワーキンググループの技術支援、プロジェクトチームの技術支援等を行う。

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、社会資本の整備、維持・管理に関わる産・学・官の連携・協力による事業を行い、もって都市再生と地域連携による経済活力の回復に貢献し、国民生活の質の向上、安全で安心できる暮らしの確保、環境の保全・創造に寄与することを目的に設立された「新都市社会技術融合創造研究会（以下、「研究会」という）」の運営に係る事務局として、道路工事課と連携して委員会の運営を行い、研究会が行う各種事業の技術支援、ワーキンググループの技術支援、プロジェクトチームの技術支援等を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

道路に関する幅広い知識と技術について組織的に収集・蓄積された情報を有し、それらを活用した道路保全技術、道路改築技術等の道路技術開発に関する専門的技術を有していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

特定の企業・個人に偏りしない、公平・中立な立場で業務を行う事が出来ること。

(4) 業務執行体制に関する要件

- ・ 大阪府内に本社または営業所等があること。
- ・ 常時、技術開発支援業務を実施する担当技術者とその体制が確保できること。

(5) 業務実績に関する要件

次に示す同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した産・学・官の連携による道路技術開発に係る技術的な支援業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した産・学・官の連携による道路技術開発に係る技術的な支援業務

上記条件を全て満足していることが確認できる資料を添付すること。

(6) 配置予定管理技術者に対する資格要件は以下のとおりとする。

- ① 国土交通省又は地方公共団体において、指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- ② 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ③ 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ④ 国土交通省又は地方公共団体において、指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
- ⑤ 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

上記①～⑤のいずれかの資格を有している者。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館7階

国土交通省近畿地方整備局 道路工事課改良係

TEL：06-6942-1141（代）（内線4361）

FAX：06-6942-8771

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

(a) 交付期間 平成19年4月2日(月)から平成19年4月23日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

- (b) 申込先及び交付場所 (1)に同じ
- (c) 交付方法 手渡しとする。尚、説明書交付希望者は(1) 担当部局へ事前に連絡すること。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
提出期限：平成19年4月23日(金)16時00分
提出場所：(1)に同じ。
提出方法：持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書(または企画競争実施のための企画提案書)の提出を要請する際の提出予定期限
：平成19年5月10日(木)16:00
- (4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていること。
- (5) 詳細は説明書による。

以 上